

役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人資源環境センター（以下「この法人」という。）定款第36条の規定に基づき、この法人の役員に対する退職金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職金支給対象の役員)

第2条 定款第36条ただし書きに該当する常勤の理事は、定款第30条第2項に定める専務理事をいう。

(退職金の支給基準)

第3条 この法人の役員の退職金の額は、役員が退任し、又は死亡した日（以下「退任の日」という。）における報酬年額を18で除して得た額に、役員の職務実績に応じ、その者の在任期間1月につき100分の25の割合を乗じて得た額を上限とする。

2 前項の支給基準に基づく役員の退職金の額は、理事長が評議員会からの権限委譲を受けて理事会の承認を得て定める。

(在任期間の計算)

第4条 在任期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、就任の日及び退任の日の属する月の計算は、それぞれ在任日数（この法人が定める休日（以下「休日」という。）を除く。）を当該月の休日以外の日数で除して得た値とし、その他在任期間の月数に加算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了により退任した場合において、その者が引き続き役員となったときは、退職金は支給せず、最終の退任時に退職金を支給する。この場合における在任月数の計算は、在任期間を通算して行う。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、役員が退任し又は解任されたときは、その者（死亡により退任する場合には、その遺族）に支給するものとする。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の規定を準用する。

3 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を特別の事情のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給するものとする。

(端数の整理)

第7条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(退職金の支給制限)

第8条 役員が、定款第35条第1号に該当して解任されたときは、退職金は、支給しない。

附 則

この規程は、移行登記の日（平成24年4月1日）から施行する。